

記者発表（ 発表 ・資料配布）				
月／日 （曜日）	担当事務所名 担当課名	TEL	発表者名 （担当課長名）	その他の配布先
11／27 （金）	西播磨県民局 県民交流室 環境課	(0791)58-2138 （内線212）	環境参事 四方 俊郎 （環境課長 岡田 圭司）	県政記者クラブ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る行政処分について

平成27年11月27日、以下のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行った。

1 行政処分の内容

(1) 被処分者

住 所 広島県福山市入船町二丁目8番1号
 名称及び代表者 山下産業株式会社 代表取締役 前田 功行

(2) 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業許可取消し

(3) 処分年月日 平成27年11月27日

2 兵庫県の許可内容

- ・許可の種類 産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない）
- ・許可年月日 平成22年11月21日
- ・許可番号 第02802050550号
- ・取扱産業廃棄物の種類 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

以上8種類

3 処分の理由

被処分者の役員が、懲役の刑に処せられ、平成26年3月20日にその刑が確定した。

被処分者は、法第14条第5項第2号ニにおいて準用する法第7条第5項第4号ロに該当するため、取消処分を行う。